

令和2年 第11回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和2年11月16日（月）午後1時30分 みをつくし文化センター 2階 大研修室

2. 委員の出欠

出席： 松澤崇 中島雅弥 松島好則 田中照明 原田博示 袴田正保
松尾康弘 横井利治 鈴木克育 袴田博子 根木常次 内山進吾
岡本純 藤村猪三 高井孝平 後藤剛 小杉高史 森島倫生
鈴木英雄 水崎久司 伊藤安子 小柳守弘 鈴木要

欠席： 井上保典

3. 出席した事務局職員

清水克 鈴木智久 木下穰 石川宗明 石田潤司 齋藤和也 松本行弘 河村幸一郎
平野寿宏 縣弘之 内山忍 奥山英洋 富永幹人 加茂真也 内藤裕士

4. 審議事項

- 第80号議案 農地法第3条の規定による許可について
- 第81号議案 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について
- 第82号議案 農地法第4条の規定による許可について
- 第83号議案 事業計画変更承認申請について
- 第84号議案 農地法第5条の規定による許可について
- 第85号議案 非農地証明について
- 第86号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続（20年経過）に係る
特例農地等の利用状況の確認について
- 第87号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 第88号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 第89号議案 浜松市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更案に対する意見について

5. 報告事項

- 報第71号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報第72号 事業計画変更届出について
- 報第73号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報第74号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報第75号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
- 報第76号 農地の地目変更登記に係る報告について

6. その他

議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、只今から、令和2年第11回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員数ですが、定数24名のところ23名です。過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、欠席委員は、議席番号21番井上保典委員です。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 こんにちは。第11回の総会ということでお集りいただきありがとうございます。11月にしては穏やかな陽気ですが、どうしてもコロナの話をせざるを得ないかと思っております。浜松市でも静岡県全体でも感染者数が増えてきているところで、皆様にも注意をしていただきたいと思います。

挨拶ということで、皆様ご承知のことだとは思いますがお話ししたいことがございます。農業委員とは許認可に関わる権限を持っております。特に4条や5条の、農地以外の何かにするというものが一番多いですが、この権限は個人で持っているものではありません。過半数以上が出席した総会がルールに則って行われることで成り立つものです。この総会についてお話をしたいと考えておまして、24人の内12人以上の過半数が出席しないと成立しません。そうすると、例えば絶対にあってははいませんが、コロナに感染して出席できないという方が増えて過半数に満たなくなってしまうと、総会は成立しません。なぜ成立しないかという、人数もそうですが規約上で書面決議や代理出席は認められないということも定められています。あくまでも農業委員の皆様がこの場に出席していただいて議決をするということになっております。そういった意味で、皆様にはコロナやインフルエンザ、その他諸々の疾病等体調管理には十分気を付けていただきたいと思います。改めてのお願いをしまして挨拶と代えさせていただきます。

会長 それでは只今から、令和2年第11回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は、議長として松島会長をお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは、議席番号16番の後藤剛委員、議席番号17番の小杉高史委員をお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。第80号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案1ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

石田 今月の申請案件は、地区「笠井」、整理番号191番外13件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が9件、贈与に係る案件が3件、区分地

上権に係る案件が2件でございます。

それでは説明いたします。

議案3ページ、地区「北浜」、整理番号202番は贈与に係る案件でございます。

譲受人は、浜北区寺島の■■■■さん、50歳でございます。

これまで、譲渡人の■■■■さんが主として耕作をしていましたが、後継者である子の■■■■さんに経営農地を生前贈与したく申請にいたったものでございます。

申請地は、浜北区寺島地内の畑、合計6筆で、引続き人参・ネギ等を作付けしていく計画でございます。

続きまして、地区「春野」、整理番号204番は売買に係る案件でございます。

この案件は、先月の総会において、中山間地域の空き家と小規模農地をセットで取得するための手続きとしまして、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積と区域の指定についてご審議・ご承認いただき、下限面積を変更したものの所有権移転の申請となります。

申請者は、名古屋市から天竜区春野町和泉平に令和2年4月から移住している■■■■さんです。■■■■さんは、これまで転勤により徳島、大阪、名古屋等で生活をしていましたが、65歳の退職を機に夫妻で春野町への永住を決意しました。

徳島で少しだけお茶の栽培に関わった以外は、ほぼ新規就農であり、今回宅地と隣接する畑と茶園を取得し、地元の方たちの助言を受けながら、ネギとお茶の栽培を行っていく計画です。

申請地は、天竜区春野町和泉平の畑2筆、合計面積1,037㎡です。

この案件につきましては、農地台帳登録申請と同時に農地を取得するため「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

議	長	それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
議	長	初めに、中ノ町・笠井地区調査会分を私からご報告申し上げます。
議	長	調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。
原	田	入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
議	長	続いて、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。
松	尾	庄内地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。
横	井	篠原・舞阪地区調査会で検討した結果、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。
鈴	木	芳川・飯田地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
議	長	続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
岡	本	都田地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、問題ありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小杉 浜名・北浜地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 最後に、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。

水崎 春野地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森島 私の地区の 203 番ですが、営農型太陽光発電についての申請でした。太陽光パネルの下ではタマリユウを作るということで、2ヶ月かけて調整をしてきました。特に灌水の方法について、調査会の中で様々な意見がありました。タマリユウというのは植木の中でも小さなもので、水がいかないと枯れてしまうため、灌水の技術について指導をしてきました。それに従っていただいたため、2ヶ月経ってその成果として良いものができたと思っております。調査会が機能するという点では、事業を止めようとするばかりではなく、問題なく進めてもらうように指導するという点で、うまくいった事例ではないかと思えます。

議 長 その他ございますか。

(その他発言なし)

議 長 それでは採決いたします。第 80 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 81 号議案「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案 5 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

石 田 今月の申請は、地区「引佐」、整理番号 8 番外 2 件でございます。

それでは、地区「引佐」、整理番号 8 番を説明いたします。

この案件は、名古屋市守山区の■■■■さんが、本制度を用いて■■■■年■■月■■日付けで別段の面積及び区域の指定の承認、■■■■年■■月■■日付けで農地法第 3 条の許可を受け、北区引佐町西黒田の農地 2,812 m²を取得したものでございます。

当時、名古屋市から引佐町西黒田へ移住するため、空き家とセットで農地を購入する際に下限面積を 2,812 m²に変更しました。

今回、■■■さんへの所有権移転登記の完了が確認できたことから、別段の面積を引佐地区の従来の基準である4,000㎡に戻すためにご審議いただくものです。

続きまして、地区「春野」、整理番号9番を説明いたします。

この案件は、天竜区春野町和泉平の■■■さんが、本制度を用いて■■■年■■■月■■■日付けで別段の面積及び区域の指定の承認、■■■年■■■月■■■日付けで農地法第3条の許可を受けて、天竜区春野町和泉平の農地1,477㎡を取得したものでございます。

当時、相模原市から春野町和泉平へ移住し、空き家とセットで農地を購入する際に下限面積を1,477㎡に変更しました。

今回、■■■さんへの所有権移転登記の完了が確認できたことから、別段の面積を天竜地区の従来の基準である2,000㎡に戻すためにご審議いただくものです。

続きまして、地区「春野」、整理番号10番を説明いたします。

申請者は、東区中郡町から天竜区春野町豊岡に移住した■■■さん、44歳です。

申請地は、天竜区春野町豊岡■■■外2筆、合計面積625㎡、地目は畑です。

■■■さんは地方公務員で、本人も一緒に移住した母親も農業経験はありません。今回、宅地と共に隣接した農地を取得し、レモン、ブルーベリー、栗の木を植える計画でありましたが、11月4日に開催された地区調査会で、現地は鳥獣被害もあるため作物は再検討した方が良いとの情報提供がありましたので、今後、農協や近隣の方等からアドバイスをもらって栽培作物を決め、農地の管理をしていく予定です。

総会で承認いただけましたら、申請地である春野町豊岡■■■外2筆の区域については、下限面積を春野地区の基準である2,000㎡から625㎡とする旨を静岡県知事に通知していきます。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(森島委員 挙手)

議長 森島 はい、森島委員。

森島 教えてもらいたいのですが、要するに下限面積を変更して小さな面積でも買えるようにするために以前審議したと、そしてそれを戻すということですか。

議長 森島 そうです。計3回審議することになります。まずは下限面積の変更、そして3条の許可、最後に元に戻すという流れです。

森島 わかりました。

議長 森島 その他ございますか。

(その他発言なし)

議長 森島 それでは採決いたします。第81号議案「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 森島 異議ないものと認め、承認することといたします。

議長 次に、第 82 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案 7 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

石田 今月の申請案件は、地区「積志」、整理番号 78 番外 2 件でございます。

転用目的別の内訳は、貸駐車場が 2 件、営農型太陽光発電が 1 件でございます。また、農地区別の内訳は、農用地区域内農地が 1 件、第 3 種農地が 2 件でございます。なお、是正案件はありません。

また、駐車場の申請について、その申請地の経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定の有無を、最新の認定状況一覧にて確認したことをご報告いたします。説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

議長 初めに、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田中 積志地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小杉 浜名・北浜地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議しました。問題ありませんでした。

議長 これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(質疑応答なし)

議長 それでは採決いたします。第 82 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第 83 号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案 9 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

加茂 今月の申請は、当初の計画を全て変更する「全部承継」が 1 件でございます。

地区「浜名」、整理番号 8 番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である ████████ さん、承継者である ████████ さんでございます。

申請にいたった経緯でございますが、当初の転用事業者は、██████ 年 █ 月 █ 日に農地法第 5 条許可を受け、自己用住宅を建築予定でしたが、建築資金の都合等から、住宅の建築を着工しないまま現在にいたっております。

承継者である ████████ さんは現在、東区豊町のアパートに居住しており、申請地に自己用

住宅の建築を計画したものです。

申請地である浜北区小松の畑は、静岡県西部免許センターから〇〇へ約〇〇mに位置する農地でございます。

農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えているため、第3種農地に該当すると判断いたしました。

転用計画は、申請地に75.44㎡の自己用住宅を建築するもので、配置計画から見て転用面積は適当と認められます。敷地の外周はコンクリートブロックを施工し、雨水は南側道路側溝へ放流し、汚水は公共下水道へ放流する計画となっております。

当初の許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みがあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

なお、事業計画変更後の5条申請につきまして、議案18ページ整理番号918番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第83号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第84号議案「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木 智 それでは、議案11ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

加 茂 今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号868番外75件でございます。
転用目的別の内訳につきましては、自己用・共同住宅関連が36件、事業用の建物関連が2件、駐車場、資材置場等事業用のその他施設への転用が20件、一時転用が5件、太陽光発電が11件、営農型太陽光発電が2件でございます。

また、農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が6件、第1種農地が3件、第2種農地が19件、第3種農地が48件でございます。なお、是正案件は、888番です。

それでは、整理番号に丸を付した案件について、説明いたします。

議案12ページ、地区「中ノ町」、整理番号874番をお願いします。

東区中里町の田畑4筆、合計2,583㎡について、資材置場、駐車場を設けたいという申請でございます。

申請者は、〇〇に本社を置き、〇〇を営む法人です。事業拡

確認したことをご報告いたします。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

議 長 初めに、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中 島 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会分を私からご報告申し上げます。

議 長 調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田 中 積志地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原 田 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。

袴 田 正 湖東地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。

松 尾 庄内地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。

鈴 木 克 芳川・飯田地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。

袴 田 博 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 新津・可美地区調査会にて審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 進 三方原地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。

藤 村 細江地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。

高 井 引佐地区調査会、問題ありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、問題ありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小 杉 浜名・北浜地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 整理番号 939 番について、事前着工ではないかという指摘が調査員からありました。

事務局と調査会の中で議論しましたところ、事前着工ではないという見方もできるということで、問題なしとしました。併せて 941 番について、XXXXXXXXXX の駐車場ですが、周辺には植木農家がありまして、その植木の大きな枯枝がやむを得ず駐車場に落ちてしまう可能性があるということを指摘しました。その責任について、農家には帰さない

いう対応ができるかということを経営者に確認しました。最終的には理解と了解をいただいたので、全件問題なしと報告いたします。

議長 続いて、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英 天竜・龍山地区調査会で審議の結果、問題ありませんでした。

議長 最後に、佐久間・水窪地区調査会の井上委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

議長 調査会では特に問題ございませんでした、ということです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(小柳委員 挙手)

議長 はい、小柳委員。

小柳 先月も申請があったと思いますが、整理番号 896 番と 921 番の[]による太陽光発電の申請についてです。あまりにも本来の業種とかけ離れているように思います。私の認識不足でしたら申し訳ありませんが、やむを得ない場合に限る農地転用許可だと思っておりますが、何か事情等があるのでしょうか。

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

木下 []による太陽光発電の申請ですが、確かに本業とは全く違うものですが、会社の方針として、今後太陽光発電事業にも参入していくと聞いております。

小柳 そうすると、異業種であっても農地があればそこで太陽光発電をやりたいということになってしまふということでしょうか。例えば、既存の敷地を拡張したいということであれば、やむを得ないものだと理解できます。それが前提だと思っていたので、少し違和感がありました。

議長 会社としてそういったことを行っていくという方針であれば、許可される可能性があるというのは事実です。

議長 その他ございますか。

(その他発言なし)

議長 それでは採決いたします。第 84 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第 85 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案 23 ページをご覧ください。

(議案を読み上げる)

加茂 今月の申請案件は、地区「細江」、整理番号 30 番外 1 件でございます。

それでは説明いたします。

地区「細江」、整理番号 30 番、こちらの申請地は道路収用により残された狭小の農地

で、生産性が低いことから昭和 63 年頃より耕作放棄され、隣接する山林に侵食される形で次第に山林化したものです。

続きまして、地区「水窪」、整理番号 31 番、こちらの申請地の周辺には山林が広がり、陽があたらず耕作困難になったことから、昭和 56 年頃と昭和 61 年頃に植林されたものです。

つきましては、全ての案件について、非農地証明の基準に該当し、非農地証明の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 ものの考え方ですが、畑が耕作放棄されると、そして 10 年もすれば原野とは言わないまでも相当荒れてしまうわけです。さらに 20 年、30 年と経過した場合に、非農地証明で対応するということが増える時代が来てしまうことを想像するのですが、そうならないように農業委員会として活動するという必要は当然あります。ただやはり、天竜や引佐等でこういったことが起きると、20 年後を示唆しているような気がします。今回の非農地証明の可否についての議論ではありませんが、こういったことにならないよう、農業委員会が一体となって活動することが大事だと思いますので、事務局と擦り合わせて具体的な対策がとれるよう会長に依頼いたします。

議 長 森島委員のおっしゃるとおり、非農地証明となる前に、農地として使ってもらえるよう指導していくことは大切だと思います。今回の申請に関して言えば、中山間地であるとか立地上やむを得ないということで、非農地証明で申請されていると認識しております。

議 長 その他ございますか。
(その他発言なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 85 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 86 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続（20 年経過）に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木 智 それでは、議案 25 ページをご覧ください。
(議案を読み上げる)

内 藤 今月の申請案件は、地区「北浜」、整理番号 30 番、1 件でございます。
それではご説明いたします。

被相続人は、■■■■年■■月■■日に亡くなられた、■■■■さん。相続人は、浜北区寺島にお住いの、子の■■■■さん、70 歳です。

申請地は浜北区寺島 79 外 12 筆で、特例農地の面積は、申告時、現在ともに 6,323 m²です。

現地調査をした結果、水稻、飼料用作物、栗等が耕作され、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議長 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議長 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 86 号議案「相続税の納税猶予制度の免除
手続（20 年経過）に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認す
ることにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 長 次に、第 87 号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」
を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木 智 それでは、議案 27 ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

内藤 地区「可美」、整理番号 3 の 1 件でございます。

今回の申出者は■■■■さん、買取申出事由が生じた者は父の■■■■さんです。対象農地は、JR 高塚駅から■■■■へ約■■■■m の住宅街の一角に位置します。現況は畑で、玉葱、じゃがいもが植えてあり、一部は樹園地として管理されています。■■■■年■■■■月■■■■日に生産緑地地区の指定を受けましたが、土地所有者で主たる農業従事者である■■■■さんが■■■■年■■■■月■■■■日にお亡くなりになり、耕作管理が困難であることから、買取申し出を行うこととなりました。

10 月 16 日にこの証明願が農業委員会に提出されましたので「浜松市農業委員会生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者等の証明事務処理要領」に基づき、10 月 23 日に新津・可美地区の根木委員と事務局で現地調査を行い、事実の確認を行いました。

説明は以上でございます。

議長 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議長 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 87 号議案「生産緑地に係る農業の主たる
従事者についての証明願について」は、原案どおり承認することにご異議ございませ
んか。
(異議なし)

議長 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 長 次に、第 88 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局
から説明をお願いします。

鈴木 智 それでは、議案 29 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

内 藤 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。

令和 2 年度第 8 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和 2 年 11 月 20 日となります。2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 189 筆、161,646.72 m²の内訳でございます。

今月は、笠井地区での 4 筆をはじめとして、計 23 地区での利用権設定を予定しております。

その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 17 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、19 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1 ページの 1 番、12 ページの 43 番をご覧ください。[] です。平成 25 年 7 月に設立された会社で、代表取締役の [] さんは、農家の伯父の影響を受け農業に興味を持ち、農業高校で学んだ知識を活かすべく、今回の申請に至りました。北区三方原町 [] 番 [] 外 1 筆の畑、計 4,921 m²を借り受け、馬鈴薯の栽培を予定しております。

次に、9 ページから 11 ページ、17 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 54 筆ございます。

農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議 長 只今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 88 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 89 号議案「浜松市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更案に対する意見について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木 智 それでは、議案 31 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

松 本 農用地区域除外、編入の担当をしております農地活用グループの松本と申します。よろしくお願ひします。日頃、農業振興地域制度事務につきまして、ご理解ご協力ありが

とうございます。それでは、お手元の資料の別冊 2 をご覧ください。本日ご説明させていただきますのは、本年 7 月 27 日から 8 月 7 日にかけて申出を受けました、第 82 回随時変更の農用地利用計画変更案でございます。資料の内容についてですが、2 ページには全体の集計表、3 ページには除外をすることができる要件を記載した資料、4 ページから 26 ページが区ごとの一覧表、27 ページから 46 ページは本日説明させていただく案件の案内図及び配置計画図となっております。

今回の件数についてですが、2 ページをご覧ください。浜松市全体で、除外が 202 件、編入が 2 件でございます。各区の内訳を申し上げますと、除外は中区 3 件、東区 49 件、西区 33 件、南区 14 件、北区 62 件、浜北区 40 件、天竜区 1 件、編入は、東区 1 件、浜北区 1 件となります。なお、これは参考ですが、諸事情により申出後、取下げされたものが、中区 1 件、東区 3 件、北区 5 件の合計 9 件でございます。この 9 件は先程申し上げた 202 件には含めておりません。

次に、4 ページから 26 ページをご覧ください。こちらには一覧表がありますが、表の右に「農振法」という欄がございます。この欄には除外・転用する手続き上、関係する許認可等の見込みが現時点では無いもの等、農用地利用計画の変更を行わないと現時点で判断した案件については「×」を記載しました。「空欄」となっている案件につきましては、除外の要件を満たしており、市の関係各課と協議の結果、除外もやむを得ないと判断し、農用地利用計画の変更について、県の同意を求めていこうとする案件でございます。

次に農用地除外について、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。農用地除外は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、市が定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更し、設定されている農用地区域（通称：青地）から農用地区域外（通称：白地）にする手続きを一般的に「除外」と言っております。また、その逆に白地農地等を青地に変えることを「編入」と言い、それらの計画の変更にあたっては、農振法施行規則において「農業委員会の意見を聴くもの」と規定されていることから、今回、農地法の観点からご意見をお聴きするものでございます。

次に除外の要件についてご説明させていただきます。別冊 2 の 3 ページをご覧ください。こちらは農振法の第 13 条第 2 項第 1 号から第 5 号を抜粋し、要約したものでございます。これらの全ての要件を満たす場合に除外ができることとされております。今後の主な手続きの流れとしましては、静岡県への事前協議・11 条公告・縦覧、異議申出期間を経て、静岡県の同意を得た後、12 条公告を行い除外が決定します。その後、農地転用や都市計画法の許可申請といった個別の申請手続きを行うこととなります。なお、農地転用許可は個々の申請に対する個別の許可ですが、除外は市全体の計画の変更という位置付けとなるとところに違いがあります。

それでは個別案件の説明に入らせていただきます。本来であれば全ての案件をご説明させていただくところではございますが、件数も多いことから、説明は資料別冊 2 の 4 ページから 26 ページ一覧表内の右の方の農振法欄に「×」と記載した案件の東区 2 件、

西区 3 件、北区 4 件の合計 9 件とさせていただきます。それでは区ごとに順番で説明しますのでよろしくお願いいたします。

東区 37 番について、説明いたします。

資料は一覧表の 8 ページ 37 番、案内図等は 27 ページから 29 ページをご覧ください。

申出者は、南区で [REDACTED] を経営しており、この度、理事長の息子が分院として診療所を開業する計画でございます。

29 ページの給排水図をご覧ください。申出地南側隣接の水田について、申出地を通して田越しで給水しているため、申出地が除外・転用されると給水元がなくなり、水田としての利用が困難な状況になると判断しました。

現在、申出代理人に、給水口の移設や延長等、給水機能を損なわないように申出者と土地所有者で調整を行うよう指導していますが、結論がまだ出ておりません。

その他の除外の要件については満たすと判断できることから、給水機能についての結論が出なければ容認するのは難しいと判断しますが、事前協議までに水田の機能を損なわないことが確認できた場合は容認案件としたいと考えます。

続きまして、東区 40 番について、説明いたします。

資料は一覧表の 8 ページ 40 番、案内図等は 31 ページ、32 ページをご覧ください。

申出者は、[REDACTED] を営む法人でございます。現在、申出地隣接の自動車整備工場の敷地が都市計画法に抵触しており、その是正のための整備工場の増築により減少する駐車場敷地の確保と、縦列駐車を解消するため駐車場の移転を計画し、除外を申し出たものでございます。

しかし、是正するためには自動車整備工場として今回の申出地を含めて一体開発をする必要があります。

敷地面積や形状は開発基準に沿っているため開発許可の可能性はあると思われませんが、その他の具体的な計画や図面が示されず、開発担当課との調整・協議が行われていないためはっきりとした開発許可の見込みを判断できない状態でございます。農振法においても現時点では事業の必要性や規模根拠を満たすことの判断もできません。

以上のことから、容認するのは難しいと判断します。ただし都市計画法の是正に伴う開発許可の見込みと、除外要件を満たすことについて判断が出来次第容認案件とします。

続きまして、西区 21 番について説明いたします。

資料は一覧表の 12 ページ 21 番、案内図等は 33 ページ、34 ページをご覧ください。

申出者は、西区で [REDACTED] を行なっている法人でございます。

近年、製品の受注が増加しており、加工と貯蔵スペースを増やし、事業を拡大するため施設の移転をする計画でございます。

当初は都市計画法における「農林水産物加工施設・貯蔵施設」で申出されていましたが、補助金担当課との調整や都市計画法の開発に係る企業調査の結果、「地域振興のための工場等」に変更することとなりました。

このことから計画施設の内容を見直すことになり、審査資料の再提出が必要となりま

したが、現時点ではまだ提出されておらず、審査を進めることができません。

以上のことから、現時点では容認するのは難しいと判断しますが、事前協議までに都市計画法の許可見込み及び除外 5 要件を満たすことが確認できた場合には、容認案件とします。

続きまして、西区 22 番について説明いたします。

資料は一覧表の 12 ページ 22 番、案内図等は 35 ページ、36 ページをご覧ください。

申出者は、[REDACTED]でございます。独立開業のため、整形外科の診療所を開設する計画でございます。

こちらの案件は除外 5 要件のうち、位置選定や代替地検討、規模根拠等はやむを得ないと判断します。

しかし、現時点では、先程説明いたしました西側に隣接する 21 番の案件が容認できる状況ではありませんので、21 番が容認にならない場合には、この 22 番の申出地が青地農地を分断する形状になってしまい、農振法の除外 5 要件のうちのひとつ、「農用地の集団化・農作業の効率化に支障を及ぼすおそれがないこと」の要件を満たすことができないと考えます。

以上のことから、現時点では容認するのは難しいと判断しますが、事前協議までに 21 番が容認となった場合には、こちらの 22 番の案件も容認案件とします。

続きまして、西区 25 番について説明いたします。

資料は一覧表の 13 ページ 25 番、案内図等は 37 ページ、38 ページをご覧ください。

申出者は、西区で [REDACTED] を運営する法人です。

要介護度の改善を図る目的で、ICT や AI を活用して利用者ごとのリハビリ計画を提案する法人独自の通所サービスを試験的に運用し好評を得たことから、新たに施設を建設する計画がございます。

その通所施設の建設位置を検討するにあたり、利用者の安全性や浜松市との災害時応援協定等を勘案した結果、既存施設近隣で現在従業員駐車場として使用している場所を選定したことから、駐車場を移転する必要が生じ、駐車場に係る敷地を除外する計画でございます。

しかし、現時点では、現在の駐車場から移転する駐車台数を超える部分の規模根拠が不十分です。

以上のことから、現時点では容認するのは難しいと判断しますが、事前協議まで規模根拠が確認できた場合には、容認案件とします。

続きまして、北区の案件になりますが、北区の担当から説明させていただきます。

内 山 忍 北部農地利用グループの内山と申します。よろしく申し上げます。

北区 45 番について説明いたします。

資料は一覧表の 19 ページの 45 番、案内図等は 39 ページ、40 ページをご覧ください。

申出者は、西区大平台において [REDACTED] を行っている法人で、新規事業として太陽光発電設置場所の造成や架台設置等の土建業を始めたく、残土や碎石等、

両親の介護も考慮して実家の近くで計画したもので、位置の選定や規模は妥当であると考えられ、申出地の立地的に農作業への影響はないものと考えます。

しかし、現在、都市計画法の要件について確認と調整中で、要件を満たせない場合は、現時点では除外することは難しいと考え、要件を満たすことが出来れば容認案件としていきます。

以上で、北区の説明を終わります。

松 本 説明は以上でございます。以上、第 82 回随時変更の農用地利用計画変更案となります。
議 長 只今事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。
(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 全体として、除外担当の方々がしっかりとした審査をされているという印象を受けました。

除外要件の農振法第 13 条第 2 項 1 号から 5 号について資料にありますが、私たちは農業委員会ですので農地法の観点からの意見が求められていると思います。特に 2 号の、「農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること」、また 3 号でも農地の集積に支障を及ぼすおそれについて言及されていますが、この辺りが非常に微妙であると思っています。

先程私の地区の 5 条の案件でも申し上げましたが、大きな植木畑の隣を駐車場にする時に、倒木や枝の落下による事業被害は当然考えられるわけで、その責任を農家が負うことは理不尽であるという考え方をすると、それは事業者の権利の侵害と言われる可能性もあります。

このようなことを、農振法の要件に当てはめてどう考えられているか、つまり、農家側の負担やデメリットについてどのような議論がされているのかを聞いておきたいと思っています。

松 本 あくまでも農振法または農地法では、その農地を農用地から除外、あるいは農地以外にした場合に支障がないかという観点で審査をしておりますので、事業上の行為、今のお話ですと倒木等で車両に傷をつけてしまったといったことは、私たちの審査とは別の部分になります。除外・転用する事業について、後々そのようなことがあった場合にどうするかということは、私たちの審査とは違うところでの話になります。

森 島 お話はよくわかりますが、そういったことがあった場合の担保をどうするかということを、私たちは考えなければいけないと思います。例えば、除外の審査は通ったとして、その後農家側に不利益が生じる可能性が出てくれば、調査会で議論し調整するといったように、農振法と農地法が両輪となっていく必要があると思います。この場で「問題なし」とされたから、それでいいというようになってはいけません。ただ、事業者側に不利になると告訴されるという可能性もあって、この辺りの兼ね合いが農業委員として難しくはあります。そうかと言って、放っておいていいという話でもないと思

ますので、会長にはまたご意見をいただきたいと思います。

議 長 只今の件については、また検討いたします。
(高井委員 挙手)

議 長 はい、高井委員。

高 井 今回の森島委員の意見に関連してですが、以前温室のハウスを建てた方が、隣に大きな工場ができて日が当たらなくなると話していました。何 m 以上は離すというような法律上の要件は満たしているようですが、高く建てられては日が当たらなくなってしまう。

除外の審査の際には、このようなことも考慮していただかないと農家が不利になってしまうと思います。

松 本 同じような回答になってしまいますが、例えば除外・転用したことにより日が当たらなくなるとして、何時間日陰ができてしまうのか、逆にどれだけの日照があればいいのか、こういったことを具体的に示して判断することは難しいので、周辺農地に影響を及ぼす可能性がある事象の一つと考え、総合的に審査していきたいと思います。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 日照権というのは非常に弱い権利なので、除外の審査の対象になっていないのではないかと思います。いかがでしょうか。

松 本 農振法上では定めがなく、当事者同士の民事の話になりますので、民法の範疇になるのではないかと思います。私たちの審査としては、農地を農地以外にするとうるかという観点ですので、あまり深追いできないと考えています。また、何時間日照を確保できればいいかといったことを立証することも難しいと思います。問題を回避するには、事業者と十分に協議していただく必要があると思います。

高 井 以前そのような件があったのでお話ししました。そういった状況になれば大概の農家は苦しくなると思うので、「気を付けてください」と言うしかないのかもしれませんが、できる限り注意してもらいたいです。

松 本 隣接地で営農されている方、農振法で言うと認定農業者の方が耕作されている農地に対しては、距離をとる等なるべく日陰にならないよう強く依頼しております。また、その対策に対し、認定農業者の方からどのような回答が得られたかということも確認していきたいと思います。

(原田委員 挙手)

議 長 はい、原田委員。

原 田 今回の問題は私もすごくよくわかるのですが、こういう事態になったのは、市街化調整区域に縁辺集落だとか大規模だとかでどんどんと開発をして虫食い状態にしてしまったことが影響していると思います。

私も長く専業農家をやってきて、息子も後を継いでくれないので大きなことは言えないのですが、今は専業農家としてやっていきたいと言えるような環境でないと思います。

日照権もそうですし、周りの工場等とのトラブルで脅されるようなこともあったと聞いたことがあります。会長は会議等で色々な場に顔を出されると思いますので、虫食い状態にならないような働きかけをしていただくようお願いします。

私の近くでも、専業農家と兼業農家、続けたい人と売りたい人がはっきりと別れてしまっています。市街化調整区域でこんなにも開発行為がされているのは、全国的にもあまり例がないと思います。浜松市はそれを許可してきてしまったわけで、その責任の一端は農業委員会にもあると感じています。

議 長 様々な意見がありましたが、日照の問題は農業にとって死活問題ですし、調査会でも周辺農地への影響はよく話題になります。法律上の根拠はどうかということもありますが、できるだけそういったことを考慮して審査していただきたいと思います。

議 長 その他ございますか。

(その他発言なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 89 号議案「浜松市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更案に対する意見について」は、「特段異議はありません」ということでご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め回答することといたします。

議 長 次に、報告事項の第 71 号から第 76 号までを、事務局から報告をお願いします。

鈴 木 智 今月の報告事項は、議案 33 ページに記載の内容、件数です。報告は以上でございます。

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議 長 それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

森 島 ・農地転用審査における農業委員の役割について

議 長 ・地区調査会からの要望事例の紹介

議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

鈴 木 智 ・農業経営改善セミナーについて

・農地集積通信について

今後の会議予定

・第 12 回浜松市農業委員会総会

日時 令和 2 年 12 月 15 日（火） 午後 1 時 30 分～

場所 浜北区役所 3 階 大会議室

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 11 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 2 時 50 分

以上、議事の正確さを期すため署名する

令和2年11月16日(月)

会 長 松島 好則

委 員 後藤 剛

委 員 小杉 高史